

議員の派遣について

地方自治法第 100 条第 13 項及びつくば市議会会議規則第 99 条ただし書の規定により、下記のとおり議員を派遣する。

記

- 1 派遣場所 三浦市、横浜市
- 2 派遣目的 令和 6 年度茨城県南市議会議長会行財政視察に議員 1 名を派遣し、情報交換等を図る。
- 3 派遣期間 令和 6 年 11 月 14 日（木）、15 日（金）
- 4 調査項目 (1) 「特産品の PR 事業について」
(2) 「金沢文庫について（地域との関わり等）」
- 5 派遣議員 小森谷さやか
- 6 派遣経費 負担金 18,000 円

令和 6 年 7 月 25 日 決定

つくば市議会議長 五頭 泰誠

議員の派遣について

地方自治法第 100 条第 13 項及びつくば市議会会議規則第 99 条ただし書の規定により、下記のとおり議員を派遣する。

記

- 1 派遣場所 神栖市
- 2 派遣目的 茨城県市議会議長会令和 6 年度第 1 回議員研修会に議員 3 名を派遣し、資質向上を図る
- 3 派遣期間 令和 6 年 11 月 18 日（月）
- 4 調査項目 講演会「鹿島アントラーズが考える地域の未来像」
- 5 派遣議員 小村政文 高野文男 金子和雄
- 6 派遣経費 出席者負担金 10,000 円×3 名

令和 6 年 11 月 11 日 決定

つくば市議会議長 五頭 泰誠